

「退職金共済規程」新旧対照表

新	旧
<p>(退職一時金の支給手続等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 退職一時金を請求しようとする者は、退職一時金・解約一時金請求書(以下「一時金請求書」という。)を共済契約者を経由して提出しなければならない。</p> <p>ただし、やむを得ない事由により<u>退職一時金を請求しようとする者が一時金請求書を共済契約者を経由して提出することができない場合において、その事実を証する書類とともに直接提出され、理事長が正当であると認めるときは、共済契約者を経由して提出されたものとみなすことができる。</u></p> <p>(掛金納付月数の通算)</p> <p>第32条 <u>共済会は、退職した被共済者が次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合においては、退職前に締結されていた共済契約に係る掛金納付月数を通算する。</u></p> <p>(1) <u>退職一時金の支給を受けることができ、かつ、その請求をしていない者(掛金納付月数が12月未満であり、かつ、その退職が当該被共済者の都合又はその責めに帰すべき事由によるものでないと理事長が認めた者を含む。)であること。</u></p> <p>(2) <u>再び中小企業者に雇用され、現に共済契約の被共済者であること。</u></p> <p>(3) <u>共済契約者を経由して退職の日の翌日から起算して3年以内に、共済会へ次に定める事項を記載した掛金通算申出書及び退職前に締結されていた共済契約の被共済者証の写しを提出すること。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ア <u>当該申出をする被共済者の氏名及び住所</u></p> <p style="margin-left: 2em;">イ <u>当該申出をする被共済者を雇用する共済契約者の氏名又は名称及び住所</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ウ <u>当該申出をする被共済者がその退職につき退職一時金の請求をしなかった場合における当該退職に係る共済契約者(共済契約者であった者を含む。)の氏名又は名称及び住所</u></p> <p style="margin-left: 2em;">エ <u>ウにおける退職の年月日</u></p> <p>2 <u>前項第3号の申出は、あらたに被共済者とするものの申出をする際、同項同号ウに定める共済契約者の同意書を添えて行うものとする。</u></p> <p>ただし、やむを得ない事由により被共済者が同意書を提出することができない場合において、その事実を証する書類を添えて申出が行われ、理事長が正当であると認めるときは、同意書が提出されたものとみなすことができる。</p>	<p>(退職一時金の支給手続等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 退職一時金を請求しようとする者は、退職一時金・解約一時金請求書(以下「一時金請求書」という。)を共済契約者を経由して提出しなければならない。</p> <p>ただし、やむを得ない事由により<u>共済契約者を経由することができず、その事実を証する書類とともに直接提出され、理事長が正当であると認めるときは、共済契約者を経由して提出されたものとみなすことができる。</u></p> <p>(掛金納付年数の通算)</p> <p>第32条 <u>被共済者が退職し、退職一時金を請求しないで6月以内に、再び中小企業者に雇用され被共済者となり、かつ、その者の申出があった場合、退職前に締結されていた共済契約に係る掛金納付月数が12月以上であるとき又は当該掛金納付月数が12月未満であり、かつ、その退職が当該被共済者の都合若しくはその責めに帰すべき事由によるものでないと理事長が認めるときは、前の共済契約に係る掛金納付月数を通算することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の申出は、あらたに被共済者とするものの申出をする際、併せて従前の共済契約者の同意書とともに掛金通算依頼書を提出するものとする。</u></p>